

## 新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険傷病手当金の支給申請について

練馬区国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限ります）、傷病手当金を支給します。

注）支給を受けるためには、申請が必要です。申請を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

<b>○申請の対象となる方</b>	<p>以下のすべてに当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□練馬区国民健康保険の被保険者</li><li>□勤務先から給与等の支払いを受けている方（被用者の方）</li><li>□新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または、発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方</li><li>□その労務に服することができなかった期間について給与等の全部または一部が支給されない方</li></ul> <p>※以下の場合には対象となりません。（例）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■新型コロナウイルス感染症に感染したり発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため、出勤を自粛または自宅待機を求められた</li><li>■出勤抑制のため事業主から自宅待機を求められた</li><li>■自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない（事業主であっても給与として収入があれば対象になる可能性があります）</li></ul>
<b>○支給対象となる日</b>	<p>労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、<u>就労を予定していた日</u></p> <p>※就労する予定だったが療養のためお休みした日から起算して3日を経過するまでは支給対象外です。</p>
<b>○支給額</b>	<p>直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷その間の就労日数×2/3×日数（支給対象となる日数）</p> <p>※給与等の全部または一部が支給される場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。</p> <p>※支給額には上限があります。</p>
<b>○適用期間</b>	<p>令和2年1月1日から令和5年5月7日までに新型コロナウイルスに感染し、その療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月間）</p> <p><u>※申請できる期間は、労務に服することができなかった日から2年間です。この期間を過ぎると申請ができなくなります。</u></p>

裏面へ続きます

令和4年8月9日以降の傷病手当金の申請においては、当面の間、臨時的な取扱いとして、「国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)」の提出は不要になりました。

これにより、被保険者が療養のため労務に服さなかった期間を、被保険者記入用および事業主記入用の申請書で事業主に証明していただくことが必要です。

#### 《申請に必要なものについて》

- 国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
- 国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)  
※症状を記入し、事業主の証明を受けてください。
- 国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

【当面の間、提出不要】

- 国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

#### 《支給時期について》

申請書をご提出いただいてから、審査をし、支給(不支給)が決定しましたら支給(不支給)決定通知書をお送りします。支給が決定した場合、約2~3か月後に支給決定金額を世帯主の口座へお振込みします。

#### 《審査のための調査等について》

審査のため、追加で書類の提出をお願いする可能性があります。

また、申請内容の確認のため、事業主に調査を行う場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

#### 《申請期間について》

申請期間は、労務に服することができなかった日から2年間です。この期間を過ぎると申請ができなくなります。

〈問い合わせ・申請書類送付先〉  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1  
練馬区区民部国保年金課こくほ給付係  
☎03-5984-4553(直通)